平成２６年（フ）第２３３号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅９棟103号
債務者　望月　政光
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４８号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目21番19―305号
債務者　谷　　俊輔
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６０号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅２棟504号
債務者　鈴木　七恵（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６６号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅14棟103号
債務者　西本由紀子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６９号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目30番４―302号
債務者　村上　眞道
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
北海道留萌市堀川町１丁目28番地の８
債務者　門脇　利恵
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
北海道旭川市東旭川町共栄49番地
債務者　中村　浩一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
北海道上川郡比布町北９線14号
債務者　水谷　　壽
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
北海道旭川市旭町１条12丁目2147番地の93　サンフォーレハイツ201号室
債務者　柿崎　有美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
北海道旭川市神楽岡12条３丁目２番７号　シャルム赤塚103号
債務者　井口　節子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
北海道旭川市豊岡４条５丁目４番３号　豊岡４．５ハイツ202号
債務者　向井　智子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５号
北海道空知郡中富良野町北町１番22―１号
債務者　古野美奈子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
北海道旭川市春光４条７丁目５番21号
債務者　小野　博子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４３号
大阪府枚方市茄子作南町252番地の８
債務者　嶋田　義文
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６号
栃木県鹿沼市深程246番地21、前住所栃木県鹿沼市玉田町247番地１　アンソレイエ103
債務者　宇賀神恵美子（旧姓盛宮）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係